

工業用 L P ガス料金高騰対策支援金交付要領

(目的)

第 1 条 工業用 L P ガス料金高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、工業用 L P ガスの料金高騰によって事業活動に影響が生じている三重県内の中小企業等に対して、工業用 L P ガスの使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 支援金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成 22 年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要領において「工業用 L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 2 条第 1 項に規定する一般消費者等が消費する液化石油ガス以外であって、高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受け、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条に規定する貨物運送事業に消費する液化石油ガスを除く液化石油ガスをいう。

2 この要領において「大企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう（国及び地方自治体等の公的機関は大企業とみなす。）。ただし、次の各号に該当する者については、大企業として扱わないものとする。

(1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社

(2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

(3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

3 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。但し、次の各号に該当するものを除く。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)から(3)までに該当する中小企業者が所有している中小企業者

(5) (1)から(3)までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、三重県内に本社又は事業所等を有し、かつ、工業用LPガスを契約し、三重県内で使用する中小企業とする。

2 資本金又は基本財産の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ大企業が実質的に経営に参画していない公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人等の会社以外の法人についても、中小企業に準じて支援を受けることができるものとする。但し、法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に規定する公共法人、政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人及び学校法人は、この限りではない。

3 前二項の規定にかかわらず、支援を受けようとする工業用LPガスが、三重県が実施する他の燃料高騰対策支援金の対象となっている場合には、この要領に基づく支援を受けることができないものとする。

(支援額)

第5条 支援額は、別表1に定める対象期間において購入した工業用LPガスの量に、別表2に定める区分ごとの単価を乗じて算出した額とする。ただし、算出額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 支援を受けようとする工業用LPガスについて、公的機関等による支援金等を受給している場合、当該工業用LPガスの料金として実際に支払った額から、当該支援金等のうち当該工業用LPガスの支援に相当する額を差し引いた額を、この要領に基づく支援の上限額とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに、個人にあつては、交付申請書兼請求書(様式第1号)、申請額計算書(様式第2号)、工業用LPガス販売証明書(様式第3号)及び別に定める必要書類を、会社にあつては、これらに加えて、株主及び役員一覧表(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査した上で、支援金の交付を受ける申請者（以下「補助事業者」という。）の決定及び額の確定を行い、交付決定兼確定通知書（様式第5号）又は不採択通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、支援金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(交付申請の取り下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する申請の取り下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とし、書面をもって届けなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要領、又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、支援金を目的外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

(4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

(支援金の支払)

第10条 支援金は、第7条第1項の交付の決定及び交付すべき額の確定を通知した後に支払うものとする。

(支援金に係る経理)

第11条 補助事業者は、支援事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援事業完了（支援事業の中止又は廃止の承

認を受けた場合を含む。以下同じ。) の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(支援事業完了後の報告等)

第 12 条 知事は、支援事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 13 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。

(第5条関係) 別表1

対象期間
(第2期支援金) 令和7年1月から令和7年3月までの期間に納品されたガスの購入量を対象とする。但し、毎月検針を行っている場合は、令和7年2月から令和7年4月までの期間に検針されたガスの購入量を対象とする。 ※対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生した場合は、その分を使用量から差し引くものとする。なお、対象期間中に購入したガスであっても、支援金を不正に受給することを目的に過大に購入したことが疑われる等の場合には、追加資料の提出等を求めることがある。調査の結果、不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合には、支援金の返還を求めるものとする。

(第5条関係) 別表2

	区分	単価
(第2期支援金)	1 キログラムあたり	4 円
	1 立方メートルあたり	8.734 円
	1 リットルあたり	2.114 円